

都道府県献血推進計画の 策定義務付けの廃止



和歌山県



提案内容

献血の推進に際して、主要な事項は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「法」という。）に規定する

- ・ 国の献血推進計画（以下「国計画」という。）
- ・ 採血事業者の献血受入計画（以下「受入計画」という。）

で定められていることから、

- ・ 都道府県献血推進計画（以下「県計画」という。）

の策定規定の見直しを求める。

○県計画で定めるべき事項

- ・ 献血により確保すべき血液の目標量
- ・ 献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項
- ・ その他献血の推進に関する重要事項

県計画の項目

○ 献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 採血事業者による受入計画は、法第11条第3項に基づき、都道府県に意見聴取が行われ、その結果に基づいて作成。
- ・ 厚生労働大臣の認可を受ける。

⇒受入計画において、献血により受け入れる血液の目標量が都道府県別に設定されるため、改めて県計画で献血により確保すべき血液の目標量を設定する必要性が乏しい。

○ 県計画における「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項」「その他献血の推進に関する重要事項」

国計画においては、都道府県の役割や献血推進のための具体的な施策が示されている。

⇒県計画の策定が必要不可欠なものとは言いえない。

県計画を策定しなくても施策の実施が可能

- 国計画に記載されている内容に基づき、事業を実施。全国的なキャンペーン等は、厚生労働省から都道府県あての通知により、県で運動計画を立て、県内採血事業者、県内各市町村等とともに実施。
- 災害時における血液の確保などは、県で定める災害時医薬品等供給マニュアルで血液センターとの連携、供給体制を規定。
- 和歌山県長期総合計画や和歌山県保健医療計画において、献血に関して計画を策定。

県計画を策定しなくても施策の実施が可能

- 県内市町村や採血事業者である血液センターとは連携を取り、市町村担当者会議も開催。

※市町村担当者会議

県立保健所（7保健所）単位ごと（和歌山市は薬務課）に、管内市町村、血液センター、県立保健所の担当者で、献血推進のためにどのようなことに取り組んでいくのか、意見交換を実施。

- 県献血推進協議会は、献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての重要事項の調査審議に関与することが生じた場合に開催。

※県献血推進協議会

医師等の医療関係者、報道機関、ボランティア団体、市長会、町村会等の代表者で構成。多方面から幅広く献血の推進についての意見を聴く。

（血液センターも参加）

市町村の協力の根拠

○法第5条（地方公共団体の責務）

- ・ 基本理念にのっとり、献血について住民の理解を深める
- ・ 採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう必要な措置を講じなければならない

○法第11条（献血受入計画）

第7項 都道府県及び市町村は、国計画に基づき認可を受けた献血受入計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力を行わなければならない。



県計画を策定しなくても献血推進を図ることができる。

制度改正による効果

県計画策定に係る事務が減り、行政の効率化につながる。

県計画作成に係る事務（1人で行うと仮定した場合）

- ・ 県計画面案の作成（80時間）
- ・ 献血推進協議会の準備（120時間）
- ・ 献血推進協議会の開催（2時間）
- ・ 採血事業者との協議（10～15時間）
- ・ 県計画面の策定（20～30時間）

現状の献血推進に係る課題

- ・ 40～50代の献血率に比べ、10～30代の献血率が低く、若年層への啓発が必要である。



行政の効率化により、献血の啓発を推進することができる。

「都道府県分別収集促進計画」の 策定義務の廃止について

令和3年11月26日
岐阜県

I 地方分権改革による見直し方針及び関係法令

義務付けの見直しに係る地方分権改革推進委員会の「第3次勧告」(H21.10)

◆ 「計画等の策定及びその手続の自治体への義務付け」に係る見直し方針

- ・原則：「廃止」または「単なる奨励（「できる」「努める等」）」へ移行
- ・例外：地方自治体の区域を超える一定の地域について、総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合には、策定及びその内容の義務付けを「許容」

廃棄物処理法と容器包装リサイクル法の関係

◆ 「廃棄物処理法」

⇒ リサイクルを含む廃棄物の適正処理のための「基本法」

一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は都道府県の権限

(都道府県廃棄物処理計画、法定計画)

◆ 「容器包装リサイクル法」

⇒ 廃棄物処理法の「特別法」

廃棄物処理法における処理を基本とし、一部特別に規定

(都道府県分別収集促進計画、法定計画)

都道府県廃棄物処理計画に記載すべき内容：廃棄物処理法施行規則第1条の2の2(容器包装リサイクル法・分別収集促進計画関連)

- ・廃棄物の種類ごとに、当該廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分の適正な処理に関する目標を達成するために必要な措置
- ・一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項

廃棄物処理法

(排出事業者・処理業者・施設等を幅広く規制)

「自治体」が権限行使

容器包装リサイクル法

(メーカー規制等を上乗せ)

「国」が基本的に権限行使

※出典：環境省大臣官房リサイクル推進室作成資料(H27.10.1) [抜粋]

II 容器包装リサイクル法における都道府県の役割①

1 容器包装リサイクル法（第6条）が都道府県に求めている役割

- 市町村に対し、容器包装廃棄物の分別収集が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに努めること。
 - 容器包装廃棄物の排出抑制
分別基準適合物（※）の再商品化等の促進
- 必要な措置を講じること。
- ※ ガラスびん、ペットボトル等



2 岐阜県の対応

- 岐阜県では、上記1で求められている役割の重要性・必要性を認識し、その主なものとして、以下のとおり対応を実施している。
 - ① 市町村への必要な情報の提供・技術的助言などの技術的支援
 - ② 一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援
 - ③ 一般廃棄物の最終処分量の削減の取組みの支援
 - ④ ルールに従った一般廃棄物の丁寧な分別を市町村と連携して推進

III 容器包装リサイクル法における都道府県の役割②

都道府県分別収集促進計画は3年ごとに（5年を1期とする）策定（第9条）

1 「都道府県分別収集促進計画」に記載すべき内容（第9条）

- (1) 各年度の市町村別の容器包装廃棄物の排出見込み量及び合算して得られる量
- (2) 各年度の市町村別のガラス製容器、ペットボトル等の収集見込み量及び合算して得られる量
- (3) 各年度の市町村別のアルミ製容器、段ボール製容器等の収集見込み量及び合算して得られる量
- (4) ①容器包装廃棄物の排出抑制・分別収集の促進の意義に関する知識の普及
②市町村間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項



2 岐阜県の対応

- 岐阜県では、「第9期岐阜県分別収集促進計画」に以下の内容を記載
 - ・ 上記(1)・(2)・(3) ⇒ 「市町村分別収集計画」の数値を集計して記載
 - ・ 上記(4) ⇒ 「市町村分別収集計画」の取組内容、県独自の取組内容を記載

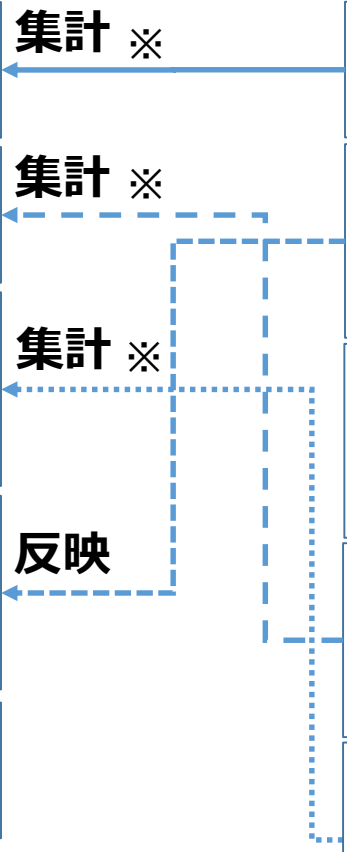
IV 県分別収集促進計画と市町村分別収集計画の関係

都道府県分別収集促進計画 法9条

市町村分別収集計画 法8条

- (1) 市町村別の容器包装廃棄物の排出見込み量及び総量
- (2) 市町村別のガラス製容器、ペットボトル等の収集見込み量及び総量
- (3) 市町村別のアルミ製容器、段ボール製容器等の収集見込み量及び総量
- (4) ①容器包装廃棄物の排出抑制・分別収集の促進の意義に関する知識の普及
- (4) ②市町村間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項

- (1) 容器包装廃棄物の排出見込み量
- (2) 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策
- (3) 分別収集する容器包装廃棄物の種類・分別の区分
- (4) ①ガラス製容器、ペットボトル等の収集見込み量
- (4) ②アルミ製容器、段ボール製容器等の収集見込み量



※法第9条第4項
 都道府県分別収集促進計画は、市町村分別収集計画の見込み量に適合するものでなければならない。

※一般廃棄物の処理は市町村の自治事務

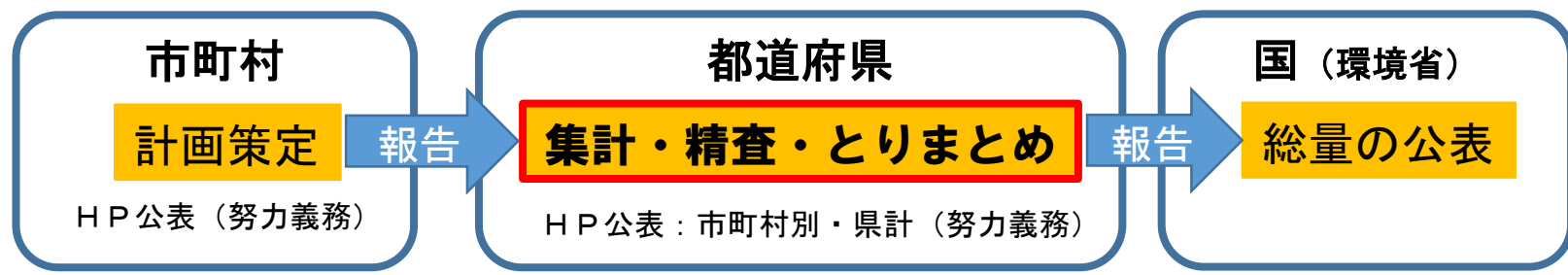
V 岐阜県からの提案

計画の策定廃止⇒3年ごとの策定事務の負担軽減

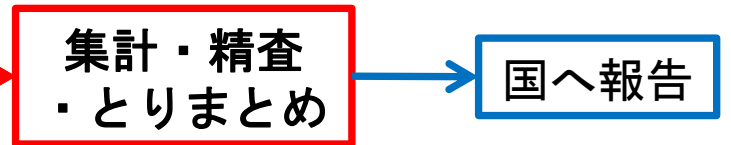
現状



提案



- (1) 容器包装廃棄物の排出見込み量・総量
- (2) ガラス製容器、ペットボトル等の収集見込み量・総量
- (3) アルミ製容器、段ボール製容器等の収集見込み量・総量
- (4) ①排出抑制・分別収集の促進に関する知識の普及
- (4) ②市町村間の分別収集に関する情報の交換の促進



県廃棄物処理計画にて対応可能

- 県廃棄物処理計画では、廃棄物の排出抑制や再生利用、市町村間の調整など、廃棄物の減量に関することを記載
- 廃棄物のうち容器包装廃棄物について、分別収集に関する取組などをこれまでも記載しており、今後は具体的に記載することによって対応可能